

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく 特定接種の登録申請をお願いします。

1. 特定接種とは

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第28条に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合に、医療の提供の業務又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員や、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員に対して臨時に行う予防接種の事です。なお、特定接種の対象者となるためには、予め厚生労働大臣の登録を受ける必要があります。

2. 今回の登録範囲は

今回登録を開始するのは、下表の事業を行う事業者です。

事業の種類
新型インフルエンザ等医療提供を行う事業
重大緊急医療提供を行う事業

- ※ 登録事業者には、新型インフルエンザ等発生時において、医療の提供・国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施する努力義務が課されています。（特措法第4条）
- ※ 実際の特種接種の対象・接種総数・接種順位は、新型インフルエンザ等発生後に政府対策本部において判断し、基本的対処方針によって決定されます。そのため、厚生労働大臣の登録を受けたからといって、必ずしも特種接種の実施対象となるわけではありません。
- ※ 国民生活・国民経済安定分野の事業者の登録は、医療関係者の登録後に行う予定です。

3. 登録方法は

事業所の所在地を管轄する保健所あてに特定接種登録申請書を提出してください（都道府県を経由して厚生労働省に申請されます）。登録が完了した場合は、厚生労働省のホームページに医療機関等の事業者名、事業の種類、事業所名及びその所在地、登録年月日並びに登録番号が公表されます。